

## 介護施設整備に係る国有地の活用について

介護施設整備に係る国有地の活用について、関東財務局より利用可能な国有地の情報提供を受けたことに対し、下記のとおり活用を希望する申し入れを行いました。

### 1 国有地の活用制度の概要

#### (1) 事業の内容

国は、一億総活躍社会の実現にむけて「介護離職ゼロ」を目指すため、国有地の活用により介護サービス基盤の整備を進めることとなりました。

これを受け、財務省は、利用可能な国有地に関する情報を地方公共団体に提供し、地方公共団体又は社会福祉法人に対し定期借地制度を活用した貸付を行うこととなりました。

具体的には、平成28年1月1日から平成33年3月31日までに貸付にかかる契約を行った場合、以下の措置を行い、施設整備における初期投資の負担軽減を図るものとなっております。

- ① 貸付始期から10年間貸付料を5割減額
- ② 契約保証金の納付を免除

#### (2) 対象施設

第1に定める施設を対象とし、当該施設に併設する場合第2の施設も含めます。

##### 【第1】

・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム（定員30人以上） ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症高齢者グループホーム 等

##### 【第2】

・特別養護老人ホーム（定員29人以下） ・養護老人ホーム（定員29人以下） ・軽費老人ホーム（ケアハウスまたは都市型軽費老人ホーム） ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症高齢者グループホーム ・定期巡回随時対応型訪問介護看護 ・認知症対応型通所介護 ・緊急ショートステイ 等

### 2 情報提供を受け、活用を希望する申し入れを行った国有地の概要

所在地	小平市鈴木町一丁目99番地1（防衛省官舎敷地）
面積	10,292.6㎡
用途地域等	鈴木町一丁目恵泉地区 地区計画区域
建ぺい率/容積率	50/100

### 3 活用方法

- (1) 国の制度上特別養護老人ホームの整備を基本としているため、これを整備しつつその他に地域包括ケアシステムの構築に資する在宅サービスを合わせて整備することとし、市は必要な在宅サービスの内容を含めた介護サービス整備案を作成することとします。
- (2) 公募等により優れた提案を示した社会福祉法人を選考するものとします。
- (3) 選考した社会福祉法人が、関東財務局と土地の賃貸借契約を締結し、介護施設の建設を行うこととします。
- (4) 介護施設の建設に当たっては、東京都の各種補助金を活用することとします。

### 4 整備予定の介護サービス

- (1) 特別養護老人ホーム 80～100床（併設ショートステイを含む）
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等在宅サービス

### 5 活用を希望する土地の面積

概ね4,500㎡から5,000㎡

### 6 今後の予定

介護保険運営協議会での報告後、近隣住民への説明会等を実施し、整備内容及び必要となる土地の面積を概ね決定します。国有地を管轄する関東財務局に決定内容を報告し、活用に向けた協議を開始します。整備・運営事業者の選定、東京都への施設整備費補助協議、開発行為の届出等については、関東財務局との協議の進捗状況に合わせ適宜実施します。

